

## この制度を実施すれば

### 事業主にとっては

- ・従業員が、家事の都合で休むことが少なくなります。
- ・従業員の家庭生活の安定を助けます。
- ・災害を防止し、生産性向上にも役立ちます。
- ・経費はわずかですみます。

### 従業員にとっては

- ・主婦が病気などの時も、家事の手代りが得られます。
- ・家庭のことに気をとられずに勤務することができます。
- ・ヘルパーは専門家です。安心して家事処理がまかせられます。
- ・利用料は安くすみます。

### ホームヘルパーにとっても

- ・会社の従業員として、身分が安定しています。
- ・働く時間など、労働条件がはっきりしています。
- ・新しい家事的職業として、勤労者の家庭生活を助け、社会のためにも役立つ喜びがあります。

### (事例1)

#### ■ ある会社の場合 ■

従業員	1,775名
従業員世帯	597世帯
制度担当部局	厚生課
ホームヘルパー	2名
家庭派遣時間	9時～17時
家庭の利用料	1日 250円
ホームヘルパーの給与など	
月給	23,900円(他に食事手当、) 派遣手当加算
通勤費支給	(派遣交通費は会社負担)
社会保険加入	賞与 年2回
作業衣、作業用具貸与	

### (事例2)

#### ■ ある中小企業団体の場合 ■

加入事業場	17社
加入事業場の従業員	1,210名
加入事業場の従業員世帯	360世帯
制度担当部局	協同組合事務局
ホームヘルパー	2名
家庭派遣時間	8時～17時
家庭の利用料	1日 300円
ホームヘルパーの給与など	
月給	20,000円
通勤費支給	(派遣交通費は組合負担)
社会保険加入	賞与 年2回

充保／

## 事業内ホームヘルプ制度

を

とりいれましょう

事業場が  
従業員の家庭の  
家事援助をするために  
ホームヘルパーを  
派遣する制度

それが

## 事業内ホームヘルプ制度

です

労働省婦人少年局

リーフレット No. 102

## この制度のあらまし

### この制度はだれが実施するのか

会社や工場が、福利厚生の事業として行ないます。

### この制度を利用できるのは

その会社の従業員で、家事担当者が病気などのため、家事処理に困った場合です。

### だれがホームヘルパーの雇い主か

この制度を実施する会社や工場です。  
(ホームヘルパーの派遣を受けた個々の家庭ではありません)

賃金も会社から支払われます。

### 制度運営に必要な事務費等は

会社や工場が負担しますが、派遣家庭から低額の利用料をとることはさしつかえありません。

### ホームヘルパーの働く時間は

労働基準法の適用を受けますので、原則として実働8時間以内です。

### ホームヘルパーはどんな仕事をするのか

日常の家事作業をします。  
(病人の専門的看護や、家業の手つだいはしません)  
やりかたは“標準家事作業”によります。

### ホームヘルパーになる人は

“ホームヘルパー養成講習”などで、一定水準の技術を習得した婦人です。

### 中小企業などでは

単独で実施することが難しい場合は、事業場が共同して実施することをおすすめします。

### ——共同で実施する場合——

#### ◇制度の実施主体は

事業主の団体となります。

(新しく事業主の団体を作つて実施することもできます)

#### ◇制度を利用できるのは

団体に加入している事業主が雇っている従業員です。

#### ◇ホームヘルパーの雇い主は

事業主の団体となります。賃金も事業主の団体から支払われます。

#### ◇制度運営に必要な事務費等は

実施主体が負担しますが、その一部を派遣実績に応じ、利用者を雇っている事業主が分担することもさしつかえありません。

### 問合せやご相談は

◇この制度の実施方法や、ホームヘルパーについての問い合わせ、相談は………  
◇くわしい資料が入用の場合は………

下記の婦人少年室へご連絡下さい。

#### 婦人少年室の所在地

**山形婦人少年室**

山形市宮町2丁目13番28号  
電話②3000